

学校規模の適正化等に関する方針(案) 概要版

1. これまでの経過 [本編 P1～P3]

市では、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化を踏まえ、持続可能でより良い教育環境を整えるため、学校の「適切な配置」や「適切な規模」などについて検討してきた。

年 度	検 討 内 容 等
令和 3 年度	教育部職員による「学校再編検討会議」を開催し、児童生徒数及び学級数の将来推計、施設の現状把握、学校の適正規模に関する定義確認
令和 4 年度	有識者や PTA 会長、校長会会長等で構成する「学校の在り方検討会」を 3 回、PTA 役員らとの「意見交換会」を各校 2 回開催
令和 5 年度	先行事例視察、基本的な考え方及び具体案の内部検討、児童生徒数及び学級数の将来推計、通学距離の机上計算
令和 6 年度	学校規模の適正化や配置などを調査検討するための附属機関として「学校規模適正化等検討委員会」を設置、「児童生徒等へのヒアリング」を実施

2. 現状等 [本編 P4～P11]

(1) 児童生徒数等の現状と推移

①市内の児童生徒数は年々減少しており、令和 6 年 5 月 1 日現在の小中学校の学級数をみると、

1) 第一小学校では、半数以上の 4 つの学年で 1 クラスずつ

2) 第三中学校においては、すべての学年で 2 クラスずつ となっている。

②国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計値に基づく児童生徒数の将来推計（各年 5 月 1 日現在）によると、令和 2 年から 32 年までの約 30 年間で半数近くまで減少する見込みである。

年度	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年
基準年に対する割合	基準年	90%	79%	70%	63%	57%	51%
児 童 数	2,320 人	2,088 人	1,833 人	1,624 人	1,462 人	1,322 人	1,183 人
生 徒 数	1,201 人	1,081 人	949 人	841 人	757 人	685 人	613 人
合 計	3,521 人	3,169 人	2,782 人	2,465 人	2,219 人	2,007 人	1,796 人

(2) 学校施設の現状

市内には小学校 6 校、中学校 4 校、小中学校 1 校の計 11 校あり、昭和 30 年代から 40 年代の児童生徒が急増するなかで整備されたものも多く、老朽化対策が求められている。

【小学校】

令和 6 年 12 月末現在

No	学校名	主たる校舎の建築年	経過年数	改修の有無	改修年度
1	第一小学校	1967 年（昭和 42 年）	57 年	○	令和 2～3 年度
2	第二小学校	1982 年（昭和 57 年）	42 年		
3	第三小学校	1965 年（昭和 40 年）	59 年	○	平成 25～26 年度
4	月見ヶ丘小学校	1966 年（昭和 41 年）	58 年	○	平成 28～29 年度
5	杉の入小学校	1978 年（昭和 53 年）	46 年		
6	玉川小学校	1960 年（昭和 35 年）	64 年	○	平成 19 年度

【中学校】

令和 6 年 12 月末現在

No	学校名	主たる校舎の建築年	経過年数	改修の有無	改修年度
7	第一中学校	1979 年（昭和 54 年）	45 年		
8	第二中学校	1974 年（昭和 49 年）	50 年	○	令和 4～8 年度（予定）
9	第三中学校	1969 年（昭和 44 年）	55 年	○	平成 30～令和元年度
10	玉川中学校	1978 年（昭和 53 年）	46 年		
11	浦戸小中学校	1988 年（昭和 63 年）	36 年		

《参考》長寿命化計画では、

- 1) 建築後 40 年から 50 年程度で長寿命化改修を実施
- 2) 長寿命化改修から 20 年程度で中規模改修（経年劣化に対する機能回復）を実施することで、建物の使用期間を概ね 80 年と設定している。

(3) 近隣市町村の状況

仙台教育事務所管内にある 5 市のうち、「10 平方キロメートルあたり」及び「1,000 人あたり」の学校数を比較した場合、いずれも本市が最も多く学校を設置していることが分かる。

令和 6 年 5 月 1 日現在

市町村名	小学校(校)			中学校(校)		
	校数	10 k m ² あたりの校数	1,000 人あたりの校数	校数	10 k m ² あたりの校数	1,000 人あたりの校数
塩竈市	6	3.45	2.62	4	2.30	3.57
名取市	10	1.02	2.13	4	0.41	1.68
多賀城市	6	3.05	1.80	4	2.03	2.51
岩沼市	4	0.66	1.74	4	0.66	3.32
富谷市	8	1.63	2.47	5	1.02	2.54

3. 本市における学校教育（抱える課題等） [本編 P12～P13]

(1) 確かな学力の育成に向けた取組

確かな学力の育成に向け、学びの共同体に関する効果検証を踏まえた「学力向上につながる授業づくり」が求められている。

(2) 多様な教育ニーズへの対応

不登校や障がいのある児童生徒への支援、外国にルーツを持つ子どもへの対応など、児童生徒が抱える困難が多様化・複雑化する中、個に応じたきめ細かな支援等が求められている。

(3) 少子化が学校教育に及ぼす影響

本市における児童生徒数は減少の一途をたどることが見込まれている中、市内全ての児童生徒が等しく質の高い教育を受けられる環境を保障すること等が求められている。

(4) 学校施設の老朽化と学習環境の整備

本市の学校施設は老朽化が進んでおり、施設の安全性を確保しつつ、早急かつ計画的な対応等が求められている。

(5) 学校規模の適正化等に係る検討

社会的背景を要因とした教育課題の解決に向けた対応が求められる中、市内のどの学校でも平等に質の高い学校教育を行うため、学校規模の適正化や適正配置の取組が求められている。

4. 適正化に向けた具体的な方策を考えるにあたって [本編 P14～P18]

(1) 学校規模を適正化する方法について

学校規模を適正化するための方法としては「学校の統合」と「通学区域（学区）の変更」、「通学区域（学区）の自由化」の3つの選択肢が考えられる。

市内の全ての児童生徒が等しく質の高い教育を受けられる環境を保障するためには、適正な学校規模を確保していく必要がある。

⇒学校規模を適正化するための方法としては「学校の統合」が効果的である

(2) 望ましい学校規模等

①望ましい学級数の基準

原則として法令で定める「12 学級以上 18 学級以下」を基準としつつ、児童生徒の学習面や生活面、学校運営面などを十分考慮したうえで、学校ごとの実情に応じた望ましい学級数とする。

②望ましい1学級あたりの児童生徒数の基準

法令で定める「1 学級あたり小学校 35 人、中学校 40 人」を基準とし、国の方針や法令に従って柔軟に対応するものとする。

③望ましい通学距離の基準

法令で定める「小学校：4 キロメートル以内、中学校：6 キロメートル以内」を基準とする。

(3) 対象校の選定にあたって

本市における望ましい学級数の基準（12 学級以上 18 学級以下）を維持することが困難であると見込まれる場合は、適正化の対象候補とする。なお、浦戸小中学校は、少人数の環境のなかで特色のある教育を行う「小規模特認校」として認可を受けていることから、本方針の対象から外す。

- 対象候補とした後は児童生徒数や学級数を注視しつつ、学習面や生活面、学校運営面、施設の状況、地域の実情などを十分に考慮したうえで、対象校とするかどうかを判断する。

○複式学級（異なる2つ以上の学年の児童生徒を1学級に編制した学級のこと）の編成が見込まれる場合については、速やかに適正化に向けた検討を開始する。

5. 学校規模の適正化を進める上で配慮すべき事項 [本編 P19～P20]

①児童生徒に対する配慮	児童生徒が新たな教育環境に適応できるよう、児童生徒の意見を踏まえつつ、十分な準備と統合後の支援を行う。
②教員に対する配慮	適正化を進めるにあたり、混乱を生じさせることなく円滑に進めるためにも、教員との情報共有が大切である。
③保護者に対する配慮	保護者の不安が解消されるよう、できる限り早い段階で情報提供するなどの配慮を行う。
④地域への配慮	地域における「統合後の学校の受け入れに対する前向きな雰囲気づくり」や「学校を中心とした新たなコミュニティの形成」に取り組む。
⑤その他留意すべき事項	1) 統合する場合は、その学校の歴史や伝統の継承できるように取り組む。 統合後の校名等は、児童生徒や地域の意見等を踏まえ決定する。 2) 統合の対象とされた学校においても適切な教育環境を維持する。 3) 適正化の検討にあわせ「学校に代わる地域の防災拠点施設」を検討する。

6. その他 [本編 P21]

- ①使わなくなった学校施設等の利活用については、地域の意見や要望を聞きながら検討していく。
- ②小中学校の連携や接続で生じる課題が顕在化した場合は、小中一貫教育の推進を検討する。
- ③適正化の進捗状況や国・県の動向等を見ながら、適宜、方針の見直しを行う。